

広告掲載基準

(ショッピングモール向け)

YBS 株式会社

広告掲載基準

《基本的事項》

- ・出店店舗と競合しない企業の広告とする。但しイオンモール店舗責任者の承諾がある場合はこの限りではない。
- ・法令等で放映を禁止されているもの、公の秩序及び道徳的思想に反するもの、公衆に不快感を与えるものは配信を行わない。
- ・イオンモール店舗責任者が不適切と判断した放映内容は、配信を行わない。

《全般基準について》

次の各項目に該当する広告は掲載しません。

- 1：事実に反するもの。
(団体や個人などの許可を取らずに、商品やサービスをあたかも推薦・推奨・認可しているかのような表現のもの。)
- 2：虚偽または誤認のおそれがあるもの。
- 3：他を誹謗中傷するおそれのあるもの。
- 4：差別や名誉毀損など人権を侵害するおそれのあるもの。
- 5：信用棄損・業務妨害になるおそれのあるもの。
- 6：セクシャルハラスメントになるおそれのあるもの。
- 7：詐欺的商法やねずみ講などとみなされたもの。
- 8：責任の所在が明らかでないもの。
- 9：内容が不明確なもの。
- 10：射幸心を著しくあおるもの。
- 11：確実な事実の裏づけのない表現のもの。
- 12：社会秩序を乱すような企業・団体及び表現のもの。
 - a：犯罪行為を美化したり肯定するような表現。
 - b：猟奇的な表現や露骨な性表現などの不快感を与えるもの。
 - c：不安感を与えるもの。
 - d：恐怖感を与え反社会的と認められるもの。
- 13：その他、上記項目以外でも公序良俗に反したり不適切・不相当と判断したもの。